

報道関係各位

平成23年6月30日
株式会社インターネット総合研究所
代表取締役 藤原 洋

IXI事件に関わる新日本有限責任監査法人との和解成立の件

平成19年(2007年)9月20日に東京地方裁判所に提訴しておりましたIXI事件(以下、「本件」)に関わる損害賠償請求につき、昨日(6月29日)、新日本有限責任監査法人(以下、「新日本」との間で、和解が成立いたしました。

本件訴訟では、当社(株式会社インターネット総合研究所)は、株式会社アイ・エックス・アイ(以下「IXI」)の有価証券報告書の虚偽記載の存在及び本件監査における新日本の過失を主張しておりました。一方、新日本は当該虚偽記載の存在を争い、過失がないことを主張していました。

和解時点においても、双方の主張には隔たりがありましたが、さる6月20日に、当社と株式会社シーエーシー(以下「CAC」)との間で和解が成立したことを機に、新日本が早期解決のための解決金を支払うことにより、本件訴訟を終結させることとし、下記の通り、和解に至りました。

本件は、2005年8月に、当社が、当時の東京証券取引所(以下「東証」)第二部上場企業で長年にわたって架空循環取引を繰り返していたIXIを親会社であったCAC(東証一部上場企業)から株式公開買い付け(TOB)によって株式の過半数を取得したことに関する事件です。

2007年1月、IXIは、架空循環取引が破綻し、突然民事再生申請を行いました。その結果、当社は、IXI株式取得費用143億8000万円の損害を被りました。しかも、東証は、CACの上場を維持する一方、当社を上場廃止にしました。

当社は、同事件に関する、前回のCACとの和解に続く今回の新日本監査法人との和解で、被害総額の一部ではありますが回復することができ、これにより、当社には一切の不正や落ち度がなかったことが明らかになりました。

当社は、長年にわたって不正を繰り返していたIXIが、東証二部上場企業として資本市場に上場することに関与してきた関係者から、解決金の支払を受けることができたことを今後の企業活動再生に向けてのステップにしていきたいと考えております。

【和解内容】

新日本有限責任監査法人は、株式会社インターネット総合研究所に対して、解決金として、金1億5,000万円を支払う。

* 本件訴訟概要については、さる6月20日付リリース、『IXI事件に関わる株式会社シーエーシーとの和解成立の件』にて、ご参照ください。

本件に関する問い合わせ先:

株式会社インターネット総合研究所

広報担当 對馬(つしま)

電話:03-5437-2560

以上